

第5号

令和4年

9月1日発行

# 古河市農業委員会だより

～農地と食を守る農業委員会～



市内で唯一シャインマスカットを栽培・出荷している吉原正さん（葛生）。大粒でつややかな実の魅力を感じ、11年前から栽培を始めました。糖度が高く、形の良いシャインマスカットを生産するため常に目を配っています。今後は新品種に挑戦したいと笑顔で話してくれました。

## 農地バンクを利用しましょう

### ▶農地の貸借手続きをしていますか ～例えばこんな事例はありませんか～

- ・昔から手続きをせずに、親戚・知人に農地を貸して(借りて)いる
- ・転作・税金等の関係があるので手続きをしていない
- ・手続きがめんどうだから相対で貸して(借りて)いる

### ▶手続きをしないと問題が発生するかもしれません

#### 所有者

- ・農地を返してほしい時に返してもらえない
- ・農地の離作料を請求された
- ・相続が発生したとき、その農地はどうなるだろう

#### 耕作者

- ・突然所有者から「農地を返してくれ」と言われた
- ・相続が発生したら誰から借りているのかわからない
- ・急に賃料を上げてほしいと言われた



### ▶トラブルを無くすために

農地の貸し借りは、農業委員会での手続きが必要です。茨城県農地中間管理機構(農地バンク)を積極的に利用しましょう。

## 農業委員・推進委員の活動を紹介します

「農業委員や農地利用最適化推進委員って何をする人?」「地域にいる委員ってどんなことをしているの?」そんな疑問を分かりやすく解説します。

### 1. 農地の確保と有効利用

▶ 農地法に基づき、毎月の総会で転用や権利(所有権や貸借権)の移動を審議します。農地の確保や適正管理のための審査です。

【総会での審議は農業委員のみの業務です】

▶ 農地の利用状況調査(農地パトロール)を行い、遊休農地の情報を収集し対策に役立てるデータをまとめます。



### 2. 農地等の利用の最適化

▶ 農地等利用の最適化のため、「貸したい」「借りたい」などの意向を確認し、担い手への農地利用の集積・集約化を行います。

▶ 遊休農地の発生防止・解消や新規参入者の支援をします。

▶ 農地を有効に活用するため、農地中間管理機構と連携して活動します。

### 3. 農業の担い手の育成・確保

▶ 担い手の育成・確保と新聞等の効果的な情報提供活動により、地域農業の発展につなげます。

▶ 農業経営の合理化のため、法人化や青色申告等を通じ、担い手の育成・確保をしていきます。

### 4. 地域の課題解決

▶ 農地等の利用の最適化に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、改善についての具体的な意見を提出します。



▲新任農業委員及び推進委員研修会の様子

◆ 研修会に参加しました ◆  
農業委員、農地利用最適化推進委員は、地域の農業を展覧させるために、県や市で開催される研修で最新の情報を収集しながら日々研修しています。

◆ 農地利用最適化活動に関する研修会  
開催日 6月3日  
場所 古河市三和地域交流センター(コスモスプラザ)

◆ 新任農業委員及び推進委員研修会  
開催日 7月14日  
場所 小美玉市小川文化センター(アピオス)

## 農業委員会での審議審査の状況 (令和3年4月～令和4年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
農地法第3条	4	5	4	12	7	16	2	8	13	7	6	7	91
農地法第4条	2	0	1	0	5	2	4	0	2	1	1	0	18
農地法第5条	15	12	12	18	8	13	15	11	8	7	6	11	136
利用権設定	0	0	0	21	0	0	0	188	0	22	0	133	364
下段：農地 中間管理事業	45	0	9	0	2	0	0	0	52	0	4	0	112
現況確認証明	4	1	3	4	6	3	2	2	1	5	5	3	39
その他	3	2	2	2	1	2	4	0	1	1	0	0	18
合計	73	20	31	57	29	36	27	209	77	43	22	154	778

農地法第3条：農地を耕作するための農地の売買や貸借等の権利の設定  
(賃貸借の場合、耕作権は自動更新)

農地法第4条：農地の所有者等が自ら行う農地の転用

農地法第5条：農地の権利を取得して行う農地の転用

利用権設定：農業経営基盤強化促進法による農地の賃貸借等  
(貸借の場合、貸借期間が満了すれば、耕作権は消滅)

農地中間管理事業：農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、県農林振興公社が農地を借り受けて、地域の農業担い手へ貸借するもの

現況確認証明：非農地証明及び転用事実証明(条件を満たした農地)

### ■利用権設定（農業経営基盤強化促進法）スケジュール

貸借期間が設定されるため、貸借期限を迎えると貸借は終了します。貸し手にとっては確実に農地が戻り、借り手にとっては計画的に耕作できる安心で便利な制度です。

受付期間	5月16日～6月15日	9月16日～10月15日	11月16日～12月15日	1月16日～2月15日
総会	7月	11月	1月	3月
貸借開始	8月1日	12月1日	2月1日	4月1日

農業経営基盤強化促進法：貸借等により農地の集積を促進するための法律

※農地中間管理事業に係るものは、毎月受け付けを行う。

※受け付けは開庁日とし、15日が閉庁日のときは次の開庁日までとする。

### ■農地法等申請

農地を所有権移転するときや農地以外の目的で使用するとき、農業委員会の許可が必要です。

受付期間：毎月17日～20日

※20日が土曜日の場合、19日まで。20日が閉庁日のときは次の開庁日までとする。

※翌月の総会に諮り許可書を発行します。

## 新規就農者を紹介します

就農して一年の田續幹雄さん（41歳、上大野）。経営規模を縮小する話を親から聞くうちに使命感が大きくなり、会社員からの転職を決意しました。

約一年の研修を経て、かぼちゃ、白菜などの露地野菜を中心に生産。おいしい野菜を出荷するためにどうすればよいか、仲間と常に情報交換しています。

「新品种の生産や耕作方法を変えるなど、工夫しながら新しいことに挑戦していきたい」と笑顔の田續さん。

目新しい野菜が店頭に並ぶことを楽しみにしています。



▲田植えを終え田んぼを見渡す秋庭さん

## 年金加入者インタビュー

米を中心に営農している秋庭陽介さん（39歳、茶屋新田）。

農機具の故障など、苦勞することも多い中、両親の助けが大きいそうです。そんな両親の勧めもあり、国庫補助制度を利用し農業者年金に加入しました。

「保険料を支払うのは大変な時もあるけれど、国民年金だけでは不安なので、老後のために加入しました。」と話す秋庭さん。

将来の生活基盤を安定させることで、営農に専念できると力強く話してくれました。



▲立派に育ったかぼちゃを手にする田續さん

## ◆農業者年金保険料の国庫補助を受けた場合◆

(単位：万円)

加入年齢	納付期間	保険料納付総額			性別	年金額(年額)	年金受給総額
		本人負担分	国庫補助金	合計額			
35歳	25年	528	72	600	男	40	854
					女	33	897
30歳	30年	588	132	720	男	51	1,094
					女	42	1,145
20歳	40年	744	216	960	男	77	1,655
					女	64	1,728

※保険料は月2万円で固定、運用利回り2.5%の場合

※年金額は65歳から老齢年金と特例付加年金の両方を受給する場合

## 編集後記

日ごとに金色に色付いてくる稲を見ながら、全国農業新聞を読むことが楽しみです。農業委員会だよりは、今期二回目の発行を迎えます。広報委員長として、委員や事務局職員と協力し、魅力的な広報紙を発行することができました。

次号から、新広報委員に引継ぎますが、今後も、みなさんに農業の魅力を伝えられるような広報紙になりますよう期待しています。ご愛読ありがとうございました。

大井 克則

### 広報委員

委員長 大井 克則  
副委員長 黒子 邦夫  
委員 岩上 幹世  
委員 塚原 和栄  
委員 飯田 勝  
委員 高峰 静子  
顧問 高橋 栄

※古河市農業委員会日より掲載写真は、撮影時にマスクを外しました。

発行：古河市農業委員会 住所：茨城県古河市仁連2065番地 古河市役所三和庁舎2階

編集：古河市農業委員会広報委員会 電話：0280-76-1511 FAX：0280-76-1594